

平成 30 年 8 月 20 日

債権者及び株主各位

石川県白山市下柏野町 153 番地
EIZO 株式会社
代表取締役 実盛 祥隆

吸収合併公告

当社（甲）は、平成 30 年 10 月 1 日を効力発生日として、吸収合併により EIZO メディカルソリューションズ株式会社（乙、石川県白山市下柏野町 153 番地）の権利義務の全部を承継し、乙は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

この合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行うものがあります。なお、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

記

1. 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の翌日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第 799 条第 1 項の規定に基づき、この吸収合併に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 か月以内にお申し出ください。
3. 甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - (甲) 吸収合併存続会社
金融商品取引法による有価証券報告書提出済
 - (乙) 吸収合併消滅会社
掲載紙 官報
掲載日 平成 30 年 8 月 20 日
掲載頁 61 頁（号外第 183 号）

以上